

市民福祉委員会記録

1 日 時 令和4年12月19日(月)
午前 9時57分 開会
午前10時58分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	伊藤嘉秀	副委員長	田窪秀道
委員	小野志保	委員	米谷和之
委員	河内優子	委員	黒田真徳
委員	永易英寿	委員	藤田幸正
委員	近藤司		

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

副市長 加藤龍彦

・市民環境部

部長 長井秀旗

・市民環境部環境エネルギー局

局長 松木伸

・福祉部

部長 古川哲久

介護福祉課長 東田寿重

・健康政策課参事(保健センター所長)

・福祉部こども局

局長 酒井千幸

こども保育課長 正岡大典

・消防本部

総括次長(消防総務課長) 後田武

総括次長(市民課長) 伊藤裕敏

環境衛生課長 安藤寛和

総括次長(地域福祉課長) 久枝庄三

健康政策課長 佐々木正子

介護福祉課主幹 村尾裕

子育て支援課長 高畑孝智

子育て支援課主幹 山崎千織

6 議会事務局職員出席者

議会事務局議事課長 高本光 議事課係長 伊藤博徳

7 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

8 会議の概要

○ 開会 午前 9時57分

●伊藤委員長：〈開会挨拶〉

○加藤副市長：〈挨拶〉

(1) 付託案件審査

◎市民環境部関係

◇議案第77号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

○伊藤市民環境部総括次長（市民課長）：〈説明〉

〈質疑〉 な し

*後刻一括採決

◇議案第84号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）

○伊藤市民環境部総括次長（市民課長）：〈説明〉

〈質疑〉 な し

*後刻一括採決

休憩 午前10時01分／再開 午前10時03分

◎福祉部関係

◇議案第77号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：〈説明〉

〈質疑〉

●藤田委員：物価高による高校生以下の1万円の給付について、給付する金額と事務費はどの程度かかるのか。

○高畑子育て支援課長：事業費として1億8千万円、事務費として583万2千円を予定している。

●永易委員：高校生等医療費助成費について、2300万円ほど計上しているが、当初は3年度並みの予算を組んでいて、今回増額ということだが、増えた要因は。

○高畑子育て支援課長：昨年度当初予算を試算したときに、高校生医療費は昨年10月から開始したため、当初予算時には1か月分の高校生の医療費データしかなかった。それを基に計算したが、約1年間経ち、額が不足することとなったため、補正することとなった。

●近藤委員：子育て世帯支援事業費について、対象人数と周知方法は。

○高畑子育て支援課長：約1万世帯、子供の人数は1万8千人を予定している。支給方法については、12月1日時点でのデータを使用し、児童手当や昨年度の給付金の口座データがある対象者については、優先的に文書を送付し、口座振込を行う。1月末には1回目の支給が可能と考えている。周知方法は、ホームページ掲載のほか、現在口座データのある該当者については、この口座に振り込んでもよいかといった案内を年内に送付し、辞退届も確認する必要があるため、その確認をした後、支給することとなる。口座情報がない人や別口座に振り込みを希望する人については、別途申請してもらい、順次手続きを行う予定である。

●田窪委員：保育所ICT化等推進事業費について、ICTを駆使すれば負担軽減につながるのとことであ

ったが、よそでそういった実績はあるのか。1園当たり75万円かかるが、どの程度負担軽減につながるのか。

○正岡こども課長：具体的には保育園の登降園管理や保護者が欠席連絡を行う場合にスマートフォンなどを使用して園に連絡することができるようになるシステムである。現在、電話で受け答えしている連絡等が、システムの使用により即時にデータが届くようになるため、事務軽減につながり、それらを担っている保育士の負担軽減になるものと考えている。

●田窪委員：導入実績は。

○正岡こども課長：公立の保育園にはないが、私立の園では独自に導入しているところもある。

●近藤委員：母子保健推進費について、一般不妊治療と特定不妊治療があるが、この違いは。対象者数ほどのように算定しているのか。財源の内訳について、当初予算では国と県の補助があったが、今回は無くなっている。それはなぜか。

○渡辺保健センター所長：不妊治療には特定不妊治療と一般不妊治療の2種類がある。特定不妊治療は体外受精や顕微授精といった生殖補助医療を行った人に対して費用の一部を助成する制度である。旧制度と新制度があり、旧制度について、助成対象になった人に対して、県は治療内容に応じて30万円もしくは10万円を上限に設定している。市の助成については、旧制度で県の助成がされた人に20万円を上限に、新制度では9万円を上限に助成している。一般不妊治療は旧制度では人工授精のみが対象であったが、4月からの新制度ではタイミング療法も対象に加えている。本市では旧制度で上限5万円、新制度は上限1万5千円に設定している。財源については、令和4年4月1日から特定不妊治療が保険適用となった。それに伴い、全国ではほとんどの自治体が、県や市町が補助を廃止する中、保険適用となった後でも自己負担が発生するため、本市は子供を授かりたいという人の子育て支援として、自己負担がなくなるように上限を設定して助成している。

●近藤委員：当初予算では国と県の補助があるのはなぜか。

○渡辺保健センター所長：旧制度では愛媛県の補助で上限30万円、県に認定された人に対して市でも上限20万円を助成していた。不妊治療が保険適用となったことにより、県の助成が廃止となったが、今年度の7月までは愛媛県で申請を受け付けしていた。不妊治療は1回だけではなく何回も行うこととなるが、請求はまとめての申請となるため、その後に費用が発生する形となっている。

○渡辺保健センター所長：国や県の補助が入っているのは旧制度になる。

○加藤副市長：旧制度の時は元々保険適用ではなかったため、県も治療に対し補助していた。今年4月からは保険適用となったため、県は制度を廃止した。しかし、市としては、不妊治療で1割程度の子供が生まれているため、続けていきたいということで、市単独事業で行っている。今回の補正分については、市単独事業であるため、一般財源のみとなっている。

○古川部長：新制度になって保険適用となったが、なぜ旧制度のお金が出ているのかというと、2月、3月に旧制度で治療を行った人が6月や7月に請求した場合、旧制度での支給が必要である。昨年度中に治療を受けて今年度申請した人には昨年度の制度の予算組み立てをしておかなければならないため、国と県の補助が残っている。4月以降に治療を開始した人は保険適用となり、それに対し、市の補助となる。

●近藤委員：4月から保険適用となったうえで市が補助をするのはなぜか。

○渡辺保健センター所長：元々特定不妊治療を行うにあたっては高度な技術が必要であり、保険適用となっても結構な医療費負担が発生する。旧制度で県が30万円、市が20万円の合計50万円を上限に補助をしていたが、旧制度がなくなり、保険適用で3割負担となっても自己負担が9～10万円程度支払う人

が8割程度いる。上限9万円の補助をすることにより、旧制度と同じような状況になるよう制度設計をしている。

○古川部長：新制度になって保険適用になったことは制度的には良いことである。しかし、これまでは30万円までは補助が出て自己負担がなかったが、保険適用となれば3割ほどの自己負担が発生することになる。この不妊治療には平均して一人当たり約30万円かかっていた。そこに30万円の補助が出ていた。保険適用になったことにより9万円自己負担が発生することになる。今まで自己負担がなかった制度が、自己負担9万円発生する制度となるため、不妊治療をやめるとなってしまうと、制度は進んでも実態は後退することになってしまうため、今まで自己負担がなかった範囲の治療についてはこれからも自己負担が発生しないようにするために、30万円の3割である9万円を上限に補助することにより、これまでと同様に治療を受けることができるという考え方で、制度を残した。

●近藤委員：保険適用となったが、部屋代や食費代など保険適用とならない部分を補助するのではなく、保険適用後に自身が払わなければならない3割分に対して市が補助するという考え方でよいか。

○古川部長：そのように理解してもらえれば分かりやすいと思う。

●米谷委員：補助件数310件と記載されているが、不妊治療は市内で行っているのか。市外で治療しているのか。比率などが分かれば。先ほどの話では不妊治療で1割ほど子供が生まれているとのことであった。一般財源1億2千万円の支出で310件であれば、1人約40万円の補助金を出しているとのことだが、1割であれば30人ぐらいの出生を見込んでいるとのことによいか。

○渡辺保健センター所長：母子健康手帳発行時に、妊婦にアンケートを書いてもらっている。その中で、自然妊娠ではなく治療で授かったとの回答があった人が全体の10～12%ほどになっている。今後も助成することにより不妊治療に対するハードルも下がると考えられ、また、不妊治療に挑戦したいと思う人が増えることを願っている。医療機関については新居浜地区にあるためその病院で受けられている。

●米谷委員：12%ということは310件で35人ぐらいか。

○加藤副市長：10～12%というのは市内の新生児は年間約7～800人いる。そのうちの1割相当が不妊治療を受けたと母子健康手帳配布時のアンケートで分かったということである。314件は対象となる件数である。7～800人の1割相当が不妊治療で生まれてきているということで、1割というのは効果のある話であることを伝えたかった。

○古川部長：最初の質問の1億2千万円については、母子保健推進費全体の数字であり、不妊治療については約2千万円である。

●米谷委員：310件に補助金を交付するとのことだが、そのうちのどの程度の人に効果があると考えているのか。

○渡辺保健センター所長：妊娠特定の時に治療で授かったかどうか分かることと、治療した人に対する母子手帳の発行数でどの程度妊娠したかは把握できるが、そこから出産した人のうち不妊治療をした人はどのくらいかという統計は把握していない。

●米谷委員：どれくらい期待しているかということである。

休憩 午前10時34分／再開 午前10時39分

○加藤副市長：310は治療を受けに来ると予想される人数である。その中で何人できるかというのはトータルでしか分かっていない。年間800人の中の概ね1割が出生しているであろうと予想している。310人の1割にあたる30人ということではない。治療をして子供ができる場合もできない場合もあるので、治

療を受ける総数、予算の根拠となる基礎数字がこの数字と理解してもらえればと思う。

○古川部長：310件というのは申請件数であり、人数にすると120人ぐらいである。年間の出生数約800人のうち、アンケートでは12%が不妊治療で授かったということで約100人ということになる。半年で120人が受けているということは年間で240人ぐらいが治療を受けており、そのうち100人ぐらいが生まれているということになる。

*後刻一括採決

◇議案第78号 令和4年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：＜説明＞

＜質 疑＞

●近藤委員：要介護3以上の人に支給するとのことだが、要介護3以上の人全員にするのか、それとも要望のあった人のみにするのか、どの程度の人が支給を受けているのか。いつごろからこの事業を実施しているのか。委託料となっているが、どこに委託しているのか。

○東田介護福祉課長：支給対象者が寝たきり又は認知症の者を在宅にて介護している者で、寝たきりというのは要介護3以上で主治医意見書の日常生活自立度がB1以上、認知症に関しては要介護4以上で、主治医意見書の日常生活自立度がⅢa以上としている。条件としては、おむつ使用者及び介護人の世帯全員が介護保険給付制限を受けていないこと、おむつ使用者が市民税非課税であること、介護人が介護保険の利用者負担が3割負担に相当する所得基準に満たないことなどの条件を設けて支給対象としている。実績としては、令和元年度は342件、令和2年度が335件、令和3年度が268件であった。

●近藤委員：今の説明で令和元年度からの数字の説明があったが、令和元年度から始めた事業ということでよいか。

○東田介護福祉課長：いつから始めたのかという資料を用意できていない。

○久枝総括次長：寝たきり老人の紙おむつ支給事業については、介護保険事業が始まる以前から県の補助事業等であった。介護保険制度となってからは諸条件が増えた形となっている。在宅で寝たきりの人を見ている人に紙おむつを支給する事業は30年程度になるのではないかと思うが、かなり以前からある事業で、介護保険制度とともに形態を少しずつ変えながら続いている事業である。

●近藤委員：委託先は。

○東田介護福祉課長：委託先はコープえひめ福祉事業部新居浜事業所である。

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第84号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：＜説明＞

＜質 疑＞ な し

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

休憩 午前10時51分／再開 午前10時54分

◎消防本部関係

◇議案第77号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

○後田消防本部総括次長（地域福祉課長）：＜説明＞

＜質 疑＞

●近藤委員：消防施設費、川東庁舎管理費、上部庁舎管理費とあるが、消防施設費も燃料費と光熱水費ということで理解したのでよいか。

○後田総括次長：消防施設費の中にすべてのガソリン代と合同庁舎のガス料金等が含まれている。川東と上部については、それぞれの電気料金のみとなっている。

●近藤委員：物価高騰ということで520万1千円予算化されているが、物価高はどの程度のパーセンテージで算定しているのか。

○後田総括次長：主な要因となるガソリン代と電気料金であるが、それぞれ約2割の上昇となっている。

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

●伊藤委員長：以上で、付託されました案件の審査は終了いたしました。委員長報告の作成については、私にご一任願います。以上で市民福祉委員会を閉会いたします。

○ 閉 会 午前10時58分

市民福祉委員会付託案件表

令和4年12月19日

○市民環境部関係

議案第77号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

第4表 債務負担行為補正 変更	ページ
新居浜市斎場管理委託料	9

議案第84号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）

歳出 第4款 衛生費	
第1項 保健衛生費	
3目 環境衛生費	5・21

○福祉部関係

議案第77号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

第1表 歳入歳出予算補正中	
歳出 第3款 民生費	5・25~28
第4款 衛生費	
第1項 保健衛生費	5・28・29

議案第78号 令和4年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

.....	12~14・48~53
-------	-------------

議案第84号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）

第1表 歳入歳出予算補正中	
歳出 第3款 民生費	
第2項 児童福祉費	5・20

○消防関係

議案第77号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

第1表 歳入歳出予算補正中	
歳出 第9款 消防費	5・35